

第6号様式

随意契約について

公表年月日	令和8年5月1日
担当課	子ども未来応援課児童給付担当室

契約業者名・住所	<p>【貸主】 株式会社トラスト企画 千葉県松戸市西馬橋蔵元町104-2 フェリス蔵元2F</p> <p>【管理会社】 早稲田ハウス株式会社 千葉県松戸市西馬橋幸町15番地</p>
工事等の名称	令和8年度物価高対応子育て応援手当の業務委託にかかる建物賃貸借
工事等の場所	千葉県松戸市小根本45番地の12 ありがとうビル6階A
種別	建物賃貸借
工事等期間	令和8年4月1日から令和8年8月31日まで
契約金額	1,343,210円
工事等の概要	「令和8年度物価高対応子育て応援手当の業務委託」の履行場所としての建物賃貸借契約
随意契約の理由	<p>令和7年11月21日に閣議決定された「強い経済」を実現する総合経済対策の一つとして、国が子育て世帯に向けて「物価高対応子育て応援手当」の支給を決定したことに伴い、本市においても、国の決定に基づき、本手当の支給を行うこととなった。</p> <p>本手当の初回支給は、令和8年3月23日及び令和8年3月24日を予定しているが、受給者の支給事務を迅速・的確・大量に処理する必要があり、申請の処理にかかる一部業務は、業務委託にて実施している。</p> <p>現在、市庁舎内には本委託業務の履行場所として使用できる場所はないため、令和8年1月19日から、市庁舎近隣の建物で、以下の要件を満たす「ありがとうビル」を賃借しているところである。</p> <p>本手当は、対象児童が広範囲であり、また、支給対象者について、令和8年3月31日までの出生児童や離婚等により新たに児童手当受給者となった者なども対象とされていることから、初回支給完了後の令和8年度についても、継続して一部業務については、業務委託にて実施予定となっている。</p> <p>そのため、現在、賃借中の「ありがとうビル6階A」について、引き続き、本委託業務の履行場所としての</p>

使用を必要とするものである。

<事務所設置の要件>

- ① 不測の事態に対応できるように、市庁舎の近隣に所在する建物であること。
- ② 委託業務の従事者（市側の想定でフルタイム換算10名程度）を収容可能な面積があること。
- ③ 従事者の作業場所のほか、大量の物価高対応子育て応援手当の申請書類を保管できるスペースがあること。
- ④ 委託業務の履行期間は短期間であるため、これに合わせて、1年未満という短期間の賃貸借契約が可能であること。
- ⑤ 物価高対応子育て応援手当の認定を管理する「松戸市福祉総合システム」のネットワーク回線を短期間のうちに敷設可能であること。

これら要件をすべて満たす建物は、松戸市小根本45番地12に所在する「ありがとうビル」に限られるが、同物件は、株式会社トラスト企画が所有し、建物の管理を早稲田ハウス株式会社に委託している物件であることから、契約の相手方は同社に限られる。

以上のことから、本事業については、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び松戸市財務規則第138条第1項第1号の規定を適用し、当該業者を相手方として随意契約を締結することが妥当かつ適法であると思料するものである。

なお、契約は貸主、借主、管理会社の3者間契約とする。